

薬食発1220第5号
平成25年12月20日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第355号。以下「改正政令」という。）が別添のとおり公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記



第1 改正要旨

1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認された物質について、新たに麻薬として指定するため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「指定政令」という。）を改正することである。

2 改正の内容

次の物質を新たに麻薬に指定したこと。（指定政令第1条関係）

- ① 2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ② 3-[(1R,2R)-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル]フェノール（別名タペントドール）及びその塩類

③ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日（平成25年12月20日）から起算して30日を経過した日（平成26年1月19日）から施行するものであること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

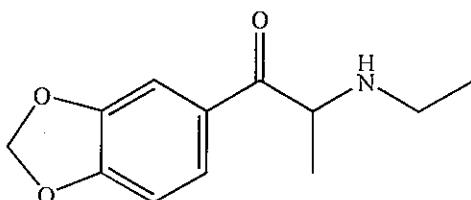
- 1 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- 2 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、1と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- 3 1及び2について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- 4 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日前までに廃棄するよう指導されたいこと。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。
- 5 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

1 化学名：2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

通称：b k-MDEA

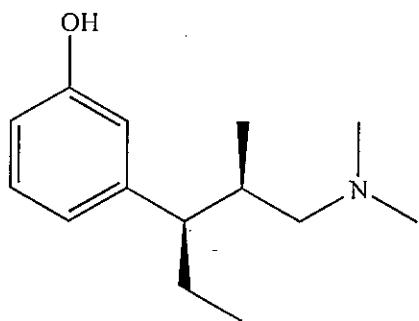
構造：



2 化学名：3-[(1R,2R)-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル]フェノール

別 名：タペントドール

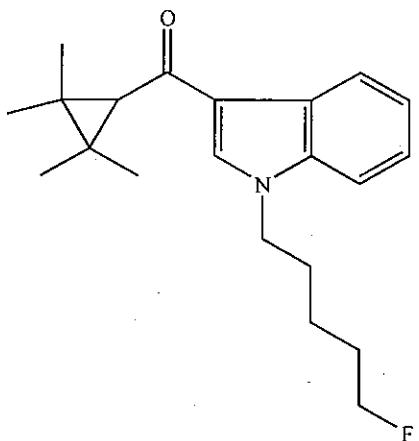
構 造：



3 化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン

通 称：XLR-11

構 造：





(号外) 独立行政法人国立印刷局

- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び
精神薬取締法施行規則の一部を改正する政令(同二三二)
- 麻薬向精神薬原料を指定する政令(同二三三)
- 自衛隊法等の一部を改正する法律の一部を改正する政令(同二五五)
- 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三四八)
- 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三四九)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定(一二一)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(一二二)
- 万国郵便連合一般規則(一千二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)(一四)
- 万国郵便条約(一五)
- 郵便送金業務に関する約定(一六)
- 国際郵便規則の一部を改正する省令(総務一一八)
- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(外務一七)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(同二八)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(同二九)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生に関する件(同三八一)
- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(三五四)

〔政 令〕

日 次

〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書(一一)
- 深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 振発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業六三)
- 水先法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)

〔告 示〕

- 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件(金融庁六二)
- 銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件(同六三)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務二七九)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の効力発生に関する件(同三八〇)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定に関する合意された議事録の署名に関する件(同三八一)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(厚生労働・経済産業・環境四)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産三〇九五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一二八四)
- 米盛病院ヘリポートの設置許可申請があつた件(同一二八五)

- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する書簡の交換に関する件(同三八三)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する書簡の交換に関する件(同三八二)
- 日本国による万国郵便連合一般規則(一千二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件(同三八四)
- 日本国による万国郵便連合一般規則(一千二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件(同三八五)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働三七七)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(厚生労働・農林水産二)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(厚生労働・経済産業・環境四)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産三〇九五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一二八四)
- 米盛病院ヘリポートの設置許可申請があつた件(同一二八五)

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一

一

一

一

一

一

一

一

二

二

二

二

二

二

二

二

三

三

三

三

三

三

三

三

四

四

四

四

四

四

四

四

五

五

五

五

五

五

五

五

六

六

六

六

六

六

六

六

七

七

七

七

七

七

七

七

八

八

八

八

八

八

八

八

九

九

九

九

九

九

九

九

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一二

一三

一三

一三

一三

一三

一三

一三

一三

一四

一四

一四

一四

一四

一四

一四

一四

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一五

一六

一六

一六

一六

一六

一六

一六

一六

一七

一七

一七

一七

一七

一七

一七

一七

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一八

一九

一九

一九

一九

一九

一九

一九

一九

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二二

二二

二二

二二

二二

二二

二二

二二

二三

二三

二三

二三

二三

二三

二三

二三

二四

二四

二四

二四

二四

二四

二四

二四

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二七

二七

二七

二七

二七

二七

二七

二七

二八

二八

二八

二八

二八

二八

二八

二八

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二一〇

二一〇

二一〇

二一〇

二一〇

二一〇

二一〇

二一〇

二一一

二一一

二一一

二一一

二一一

二一一

二一一

二一一

二一二

二一二

二一二

二一二

二一二

二一二

二一二

二一二

二一三

二一三

二一三

二一三

二一三

二一三

二一三

二一三

二一四

二一四

二一四

二一四

二一四

二一四

二一四

二一四

二一五

二一五

二一五

二一五

二一五

二一五

二一五

二一五

二一六

御名 御璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百五十五号
総合特別区域法施行令の一部を改正する政令
内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二（第十三項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。
総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四条 法第二十二条の二第一項及び第三項、同条第四項において準用する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十九条第三項及び第六十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに法第二十二条の二第五項に規定する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。
2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

附則

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条令第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。
内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 太田 昭宏

この政令は、総合特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十五年十一月二十日

政令第三百五十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十一号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五号を第四百三十六号とし、第四百三十四号の次に次の一号を加える。
四百三十五 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）

御名 御璽

平成二十五年十一月二十日

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久
内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 慶久
内閣総理大臣 安倍 晋三

附則
この政令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
厚生労働大臣 田村 慶久

内閣総理大臣 安倍 晋三